

16 外国人の犯罪

Q 1 1 5 日本人が外国に行って犯罪被害にあったら、日本の警察はどのようなことをするのですか。

A 日本の警察は、日本国内の事件や外国での特別な事件について捜査しています。これは、刑法という法律で決められています。

ですから、日本の警察は日本人が外国で事件にあったからといっても、全ての事件をすぐに捜査できるわけではないのです。

しかし、日本の警察が犯人を捕まえることができなくても、悪い人をそのままにはしません。

その国の警察も日本の警察と同じで、事件を解決するために努力していて、日本の警察も調べたことをその国の警察に教えてあげたりして協力しています。

このように、世界中の警察は自分の国の事件だけでなく、ほかの国の事件でも協力し捜査しています（これを国際捜査共助（協力）といいます。）。

Q 1 1 6 外国人の取調べをするとき、通訳はどのようにしているのですか。

A 外国人の取調べをするときは、まずどんな言葉がわかるのかを確かめます。警察官がその言葉で取調べをすることができないときは通訳が必要になります。

千葉県警察には、国際化対策センターという通訳のための係があり、通訳が必要なときには、その国の言葉を話せる職員を向かわせます。また、国際化対策センターの職員だけでは間に合わないときには、警察以外の人をお願いすることもあります。